

広島県告示第二百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定によって、同法第六十九条の八第二項に規定する更新研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関として次の者を指定した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定期 日	指 定の 有効 期間
社会福祉法人広島県 社会福祉協議会	広島市南区比治山本 町一二番二号	令和六年三月二 一日	令和六年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
一般社団法人広島県 介護支援専門員協会	広島市南区皆実町一 丁目六番二九号	令和六年三月二 一日	令和六年四月一日から 令和九年三月三十一日まで